



しあわせ信州

平成31年度「地域発 元気づくり支援金」
説 明 会

長野地域追加資料

平成30年12月

長野地域振興局

目 次

- ・平成31年度「地域発 元気づくり支援金」事業に係る審査方針及び選定基準
（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- ・平成31年度「地域発 元気づくり支援金」において重点的に推進するテーマ
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- ・「地域発 元気づくり支援金」ヒアリングについて・・・・・・・・ 8

- ・事業計画書の事前相談会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- ・補助金・助成金を活用するために・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- ・長野地域問い合わせ先等・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- ・やまびこネットワークについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- ・（参考資料）県重点テーマ概要について・・・・・・・・・・・・ 16

平成 31 年度「地域発 元気づくり支援金」事業に係る審査方針及び選定基準について(案)

平成 30 年 12 月
長野地域振興局

1 審査方針

選定に当たっては、「地域発 元気づくり支援金」交付要領第 2 の 5 の規定により別に定める県全域及び長野地域で重点的に推進する事項を重視することとします。

2 選定基準

「地域発 元気づくり支援金」交付要綱第 6 第 4 項及び「地域発 元気づくり支援金」交付要領第 2 の 3 に規定する選定基準は下表のとおりです。

選定基準	全県統一基準 (要領第 2 の 3 (別表) 1～5)	①住民ニーズ・公益性
		②合意形成・関係法令諸手続き
		③有効性
		④地域住民の参画
		⑤継続性・発展性
	地域振興局長が必要と認める基準 (要領第 2 の 3 (別表) 6)	⑥重点テーマとの関連性
		⑦戦略性 (先進性、創意工夫等)
		⑧別記に定める範囲内で計画された事業であること

別記

- (1) 建物等の整備費及び機械類・備品の購入費について
建物等の整備費及び機械類・備品の購入費については、1 市町村・1 団体それぞれ支援金総額 500 万円を上限とします。
- (2) 手づくり農村支援事業などの原材料支給型の事業について
市町村が原材料を支給し、住民参加により直営の道路、水路、建物等の整備、維持補修等を行う事業については、道路、水路、建物等をあわせて 1 市町村支援金総額 300 万円を上限とします。
ただし、大型機械 (乗用ドーザー等) 及び道具類 (鎌、スコップ等) の購入費は、支援金対象経費から除くものとします。
- (3) (1), (2) に係る市町村の事業の上限
市町村にあっては、上記 (1), (2) の合計支援金総額は、500 万円を上限とします。
- (4) その他
 - ① 汎用性のある機器 (ノートパソコン等) については、支援金対象経費から除くものとします。
 - ② 恒例行事化しているイベントに関する経費 (直接事業費、補助金等の区別なく) は、支援金対象経費から除くものとします。ただし、新たな取組や視点、工夫が伴っているものについては、この限りではありません。

平成 31 年度「地域発 元気づくり支援金」において重点的に推進するテーマについて

平成 30 年 12 月
長野地域振興局

平成 31 年度「地域発 元気づくり支援金」事業においては、県全域で重点的に推進するテーマ及び地域ごとに重点的に推進するテーマ（以下「重点テーマ」という。）を設定します。重点テーマに該当する事業については、その推進のため補助率を嵩上げします。

1 県全域で重点的に推進するテーマ

(1) 県全域重点テーマ

平成 31 年度に県全体として重点的に推進する分野を明確にしたテーマは以下の 2 項目です。

- ① 信州こどもカフェの推進
(高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む)
- ② 信州 A C E プロジェクトの推進

(2) テーマ該当性の目安

県全域重点テーマに該当するか否かを判断する目安は次のとおりです。

区 分	判 断 の 目 安
①信州こども カフェの 推進 (高齢者、障 がい者など も集える場 の創出を伴 うものを含 む) (H30~32)	① 事業目的 帰宅後ひとりで過ごすことが多い子どもに対して、家庭の補完機能を持つ居場所づくりの促進を目的としていること。 ② 事業内容 ・「学習支援」や「食事提供」を核として「悩み相談」等の複数の機能や役割を持つ居場所づくり（信州こどもカフェ）であること。 ・様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する信州こどもカフェを目指した子どもの居場所づくりの促進を図る事業であること。（居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくりを含む。） ③ 事業効果 地域との協働性や地域への広がりなどの効果的な居場所づくりの促進が見込まれること。

<p>② <u>信州 ACE プロジェクトの推進</u> (H29～31)</p>	<p>① 事業目的 生活習慣病予防に効果のある Action (体を動かす)、Check (健診を受ける)、Eat (健康に食べる) に取り組む <u>ことで健康増進を図る</u> 県民運動「信州 ACE (エース) プロジェクト」を推進する <u>取組のうち、以下に掲げる取組により、対象者の健康増進を図る。</u></p> <p>② 事業内容</p> <p><u>ア 若い世代の食生活の改善</u> 若い世代 (高校生、20～30 歳代) の食生活の改善を目的とする、<u>食生活改善推進員等の健康ボランティアや栄養士会などが実施する取組</u> <u>(市町村と健康ボランティアや栄養士会等との協働事業も可)</u></p> <p><u>イ フレイル (※) 予防</u> <u>地域住民を対象に市町村や NPO が開催する、高齢者のフレイル予防の必要性を理解し、実践するための学習会等</u> <u>(市町村が実施または委託している介護予防を目的とした事業は対象外)</u> <u>(※ フレイル…加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高くなった状態)</u></p> <p><u>ウ 健康経営</u> <u>商工会、商工会議所、業界団体等が実施主体となって、傘下の中小企業を中心に複数の企業が参加して実施する健康経営の取組</u></p> <p><u>エ 健康ポイント (※)</u> <u>市町村が新たに実施する一定年齢以上の全ての住民を対象とした取組で、以下のいずれかに該当するもの</u> <u>✓地域の農協や商工団体、社協、消防団等、多様な団体と連携すること</u> <u>✓社会参加、地域貢献活動もポイント付与の対象とすること</u> <u>(※ 健康ポイント…市町村が住民に対して健康づくりの取組を促すため、対象となる取組を行った住民に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じてメリットを提供する事業)</u></p> <p>③ 事業効果 <u>上記②の取組により、対象者の健康増進効果が期待できること。</u></p>
---	---

2 長野地域で重点的に推進するテーマ

(1) 長野地域重点テーマ

県全域重点テーマに加え、地域課題を踏まえて地域ごとに設定する長野地域重点テーマは以下の9項目です。

- ① 移住・二地域居住の促進
- ② ふるさとを大切に作る心を育む取組の促進
- ③ 県内高等教育機関の知の活用
- ④ 地域の文化芸術活動・生涯学習活動の促進
- ⑤ 地域におけるスポーツ活動、プロスポーツチームを育てる取組の促進
- ⑥ 地域防災力の向上
- ⑦ 生活の足（地域交通）の確保・充実
- ⑧ 「ながの果物語り」の推進
- ⑨ 「体験」と「交流」を軸とした「地域の特徴を生かした広域観光」の推進
(複数市町村を区域とする広域型DMOの形成・確立を含む)

(2) テーマ該当性の目安

長野地域重点テーマに該当するか否かを判断する目安は次のとおりです。

区 分	判 断 の 目 安
① 移住・二地域居住の促進	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特徴を生かした移住・二地域居住の推進を目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者や二地域居住の受入促進を図るための事業 ・ 若者の長野地域へのUターン促進を図るための事業 ・ 上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する移住・二地域居住を推進するための具体的な事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって長野地域への移住・二地域居住の拡大が期待できること。
② ふるさとを大切に作る心を育む取組の促進	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を大切に作る心を育成し、戻って来たい・自慢したい・長野地域を作りたいことを目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが生まれ育った地域の文化・産業・自然への理解を深めるた

	<p>めの事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが生まれ育った地域の美化活動、環境保全活動、景観整備活動 ・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する地域を大切に する心の育成のための具体的な事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって 地域を大切に する心の育成が期待できること。
<p>③県内高等 教育機関 の知の活 用</p>	<p>① 事業目的</p> <p>県内高等教育機関（大学、短大、専門学校等）の知の活用による 地域の課題解決を目的としていること。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内高等教育機関と市町村又は団体等が連携した事業であること。 ・かつ当該高等教育機関の学生の参画がある事業であること。 <p>③ 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における高等教育機関の存在感を高め、高等教育機関を核と した地域づくりの促進が期待できること。 ・学生の参画により、地域における世代間交流が促進され、学生に とっての学びの支援になるとともに、地域の活性化が期待できる こと。
<p>④地域の文 化芸術活 動・生涯 学習活動 の促進</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動・生涯学習活動を通じた地域活性化を目的としてい ること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館や図書館、歴史館、博物館といった地域内の様々な文化施 設を活用して行われる事業 ・文化芸術・生涯学習に関わる人材を育成する事業 ・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する文化芸術活 動・生涯学習活動を通じた地域活性化のための事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって 文化芸術活動・生涯学習活動を通じた地域活性化が期待できるこ と。
<p>⑤地域にお けるスポ ーツ活 動、プロ スポーツ チームを 育てる取 組の促進</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた地域活性化を目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027年の第82回国民体育大会を見据え、健康長寿にも寄与する スポーツの振興を図る事業 ・地域から愛されるプロスポーツチームの育成に向けた事業 ・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施するスポーツを 通じた地域活性化のための事業

	<p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によってスポーツを通じた地域活性化が期待できること。
<p>⑥地域防災力の向上</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を守るため、地域防災力の向上を目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備の整備について機械等の購入自体を目的とするのではなく、当該設備を活用した地域住民の防災意識の醸成・地域の体制づくり等の取組を行うなど、地域コミュニティの防災力向上に資する事業 ・上記のほか、様々な視点から地域住民等が主体的・自主的に実施する地域防災力の向上を図る事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって地域防災力の向上が期待できること。
<p>⑦生活の足（地域交通）の確保・充実</p>	<p>① 事業目的</p> <p>暮らしを支える地域間交通の構築を目的としていること。 ※地域間交通とは…複数の市町村をまたぐ路線のことをいう。</p> <p>② 事業内容</p> <p>市町村間を結ぶ公共交通路線の構築（路線構築後の利用促進等を含む）を図る事業であること。（既存路線の利用促進等は対象外）</p> <p>③ 事業効果</p> <p>地域基幹病院への通院や通学、大規模商業施設など、地域住民の居住する市町村を越えた移動を効率化することにより、利用者の拡大や利便性の向上が期待できること。</p>
<p>⑧「ながの果物語り」の推進</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果物を通じた地域活性化を目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信や稼げる技術普及など果物の「稼ぐ力」を強化する事業 ・果物を生かした新商品を開発する事業 ・果物狩りツアーなど果物を生かして外国人誘客を図る事業 ・果樹園等農村景観の魅力を発信する事業 ・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する果物を通じた地域活性化のための事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって果物を通じた地域活性化が期待できること。

<p>⑨ 「体験」と「交流」を軸とした「地域の特徴を生かした広域観光」の推進</p> <p>※（複数市町村を区域とする広域型DMOの形成・確立を含む）</p>	<p>①事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ等の「体験」と地域の人々との心温まる「交流」を軸とした長野地域ならではの広域観光の推進又は観光満足度の向上を図り、再び訪れたいと思われる地域づくりを目的としていること。 <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋もれた観光資源の掘り起こしや周遊モデルルートを検討など、「体験」と「交流」を軸としたメニューの磨き上げを図るための事業 ・「体験」と「交流」を地域で担う人材の養成を図るための事業 ・セミナーや講演会等の開催など、観光関係者等のDMO形成・確立の気運の醸成を図るための事業 ・上記のほか、地域住民等が主体的・自主的に実施する広域観光推進又は観光満足度向上のための事業 <p>③事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに地域住民・団体など多様な主体による取組によって広域観光推進又は観光満足度向上が期待できること。 ・「観光地経営」の視点に立って地域の関係者が一体となった観光地域づくりを広域的に取り組む体制の構築が期待できること。 <p>※ *Destination Management/Marketing Organization 観光地域づくりの舵取り役となる法人</p>
---	--

<参 考>重点テーマに該当する場合の補助率の嵩上げ

重点テーマに該当する事業については、下記のとおり補助率を嵩上げします。

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2/3以内	3/4以内
	公共的団体等	2/3以内	3/4以内

「地域発 元気づくり支援金」ヒアリングについて

事業計画書提出後、2月中に事業計画の詳細についてお聞きするヒアリングを実施します。
ヒアリングの時間は、概ね1時間程度を予定しています。

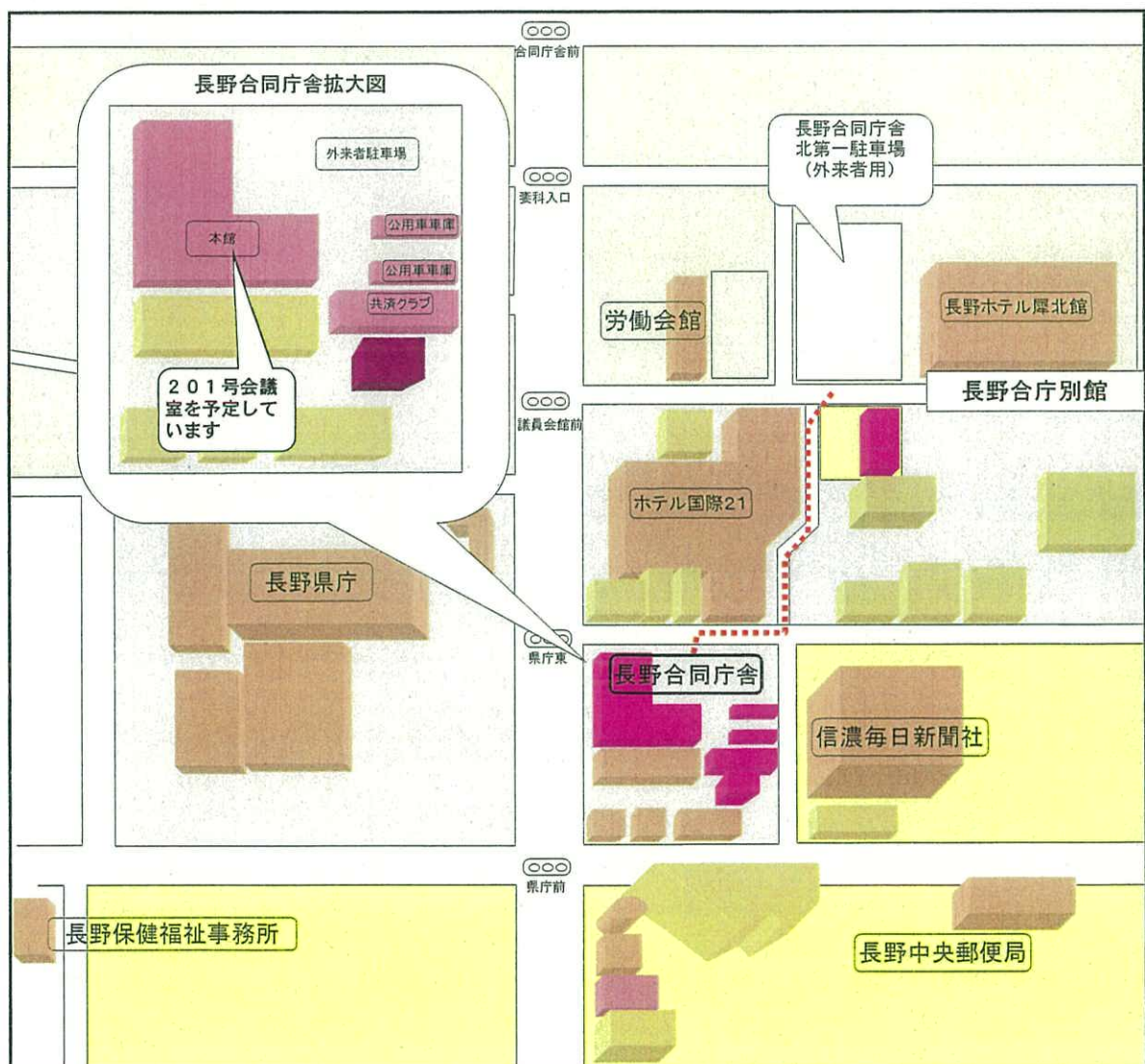
実施日時等につきましては、事業計画書が市町村から企画振興課に提出された後、別途お知らせします。

ヒアリングにかかる時間等により、予定の時間より前後する場合がありますが、ご了承ください。

会場は、長野合同庁舎本館2階 201号会議室を予定しています。(下図のとおり)

(変更もあり得ますが、その場合は連絡します。)

何かとお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。



※周辺に駐車場が少ないため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

お車でご来場の際は、長野合同庁舎北第一駐車場をご利用ください。

「地域発 元気づくり支援金」事業計画書の事前相談会について

特に初めて申請する団体様で、計画の記載に不安のある方を対象に、計画書の添付書類の相談などの事業計画書作成等の事前相談会を開催します。

相談会の1団体あたりの時間は、概ね30分程度を予定しています。

実施日時は下記のとおりとなります。

実施の時間は予約制となりますので、事前にご予約ください。

なお、相談にかかる時間等により、予定の時刻を前後する場合がありますが、ご容赦願います。

会場は、長野合同庁舎の本館会議室を予定しています。会議室は予約時にお伝えします。

「市町村に提出する書類が足りているかどうか」「計画書への記入はこれであるか」など不安な方は、この機会をぜひご利用ください。(なお、必須ではございません。採択不採択等に関わるものでもございませんので御了承ください。)

※ 従前どおり、電話での事業に関するご相談は随時受け付けております。

事前相談会の開催

◆**対象者** 元気づくり支援金を応募する団体で計画書の記載等に不安のある方

◆日時、場所

平成31年1月10日(木)	10:00~12:00、13:30~17:00	(合同庁舎会議室)
1月11日(金)	10:00~12:00、13:30~15:00	(")
1月17日(木)	10:00~12:00、13:30~17:00	(")
1月18日(金)	10:00~12:00、13:30~17:00	(")

※会議室名は、ご予約の際にお伝えします。30分ごとの時間割になります。

◆相談の内容

事業計画書の記載方法、提出書類等について

※時間が短いため、「なにをやりたいか」を明確にしたうえでご相談ください。

◆持ち物

事業計画書の案(※ 下書き等で結構ですので、概要をお持ちください。)

添付書類(仮見積もり書、カタログ、位置図、会の規約・予算決算 など)

その他、必要と思われるもの

筆記用具

事業計画書の様式、添付書類については、説明会資料をご覧の上、県HPから書式をダウンロードしてご利用ください。

◆予約の方法

お電話にて、ご希望の日と時間帯を承り、調整の上ご予約いただきます。

026-234-9501 (土日を除きます。)

予約開始: 1月7日(月)午前9:00~ (16日(火)午後5:00まで)

1 補助金・助成金の性格は？

(1) 目的達成の手段

補助金や助成金を交付する団体（以下「助成団体」という。）には、それぞれ目的があります。その目的を達成するための手段が「補助金・助成金」です。助成団体が“何に対して助成したいのか？”をよく理解することが大切です。

(2) 助成金で求めること

助成団体は、「社会的な成果や影響がある」ことを求めています。助成団体には必ず助成を行う公益的な目的があるはずで、社会的な成果や影響がなければ、助成目的を達成することはできません。助成団体は、「何をやったか」ではなく、やった結果「何がどう変わったか」を求めているのです。

(3) 助成の仕方

助成団体によりますが、特に地方公共団体が行う助成は、申請団体の自立や財政秩序を保つ観点から、単年度助成（何年間も続けることは少ない。長くても3年程度。）であったり、事業費助成（人件費、運営費には資金が出にくい。）であったりする傾向にあります。

申請団体の本来の事業（補助金・助成金の有無にかかわらずやらなければならない事業）は、自主財源で実施することが基本です。補助金・助成金にはなじみません。また、全額助成ということも少なく、一定の自己資金が必要になります。まずは団体自身の足元を固めることが重要です。

2 補助金・助成金情報を幅広く入手しよう

助成を行うのは地方公共団体だけではありません。自分たちの事業目的にあった、最適な助成制度を見つけましょう。

- ・ (公財) 助成財団センター <http://www.jfc.or.jp/>
- ・ NPO法人シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 <http://www.npoweb.jp/>
- ・ 日本財団 <http://www.nippon-foundation.or.jp/>
- ・ 長野県NPOセンター <http://www.npo-nagano.org/>
- ・ 長野市市民協働サポートセンター <http://www.nagano-shimin.net/>
- ・ その他、社会福祉協議会、助成財団のリンクなど



3 助成を受けるための企画を考えよう

(1) 過去の採択事業を調査する

まずは、助成団体の過去の採択事業、助成先を調べてみましょう。過去の採択事業を調べることにより、事業の種類、内容、金額、地域分布などの傾向をつかむことができるはずです。

(2) 申請する事業内容を考える

助成の趣旨にあった事業を立案しましょう。団体が従来行ってきた事業の延長線上にある事業になることもあるでしょうし、全くの新規事業になることもあるでしょうが、いずれにしても、事業内容を整理、再構成し、どのような事業として申請するかよく検討しましょう。課題の解決策として有効な手法となっているか、実施体制は十分整備されているか、実施内容とスケジュールや予算の整合が図られているか等検討すべき事項はたくさんあります。

また、補助金・助成金は競争的な資金です。その事業だけ単独で見れば素晴らしい事業でも、他により素晴らしいと判断される事業があれば助成を受けられなくなります。そのため、助成を受けるためには、創造性があり、次につながるような事業であることが望ましいと思われます。どこの地域でも行われている一般的な事業や一過性の事業とならないよう工夫をしましょう。

4 わかりやすい申請書を作ろう

(1) 申請目的を明確にする

「何のために行いたいのか？」まずは申請の目的を明確に説明し、助成団体に理解してもらえるよう記載することが重要です。具体的な目標を示すとともに、申請内容を取り巻く背景を明らかにするなど工夫が必要です。

(2) 事業内容を明確にする

次に事業内容を明確にし、助成団体に伝える必要があります。事業名は、事業内容を端的に表すものにし、文章は、短く区切り、専門用語の使用はなるべく避けるよう工夫するとよいでしょう。いわゆる「6W2H」(いつ、どこで、だれが、なにを、だれに対して、なぜ、どうやって、いくらで)など、箇条書きで記載したほうがわかりやすいものは、箇条書きで記載するようにしましょう。

また、「何をどの程度、どのように行うのか？」を具体的にイメージでき、事業の特徴と優位点、メリット、他者との違い、活動による地域社会への貢献(助成団体の期待する効果)などが具体的にわかるような表現となっているか確認しましょう。

(3) 予算とスケジュール、実行体制と事業内容が整合していること

予算計画やスケジュール、事業の実施体制は申請段階からしっかり練っておきましょう。「あいまいな計画は、いいかげんな計画」と判断されかねません。また、特に高額な物品を必要とする場合、なぜその物品が必要なのかを事業内容とあわせて説明することも必要です。

(4) 申請前に複数の目でチェックを

できれば複数の第三者の目で申請書をチェックしてもらいましょう。自分の家族や知人に理解できない内容であれば、助成団体にも理解してもらえない可能性が大きいといわざるを得ません。構想の練り直しや書き直しを行った方が賢明です。

5 その他

助成金の審査においては、事業内容に加えて団体の信用性（基盤、実績、実行力）もしっかり見えています。普段から電話の対応をきちんとするよう心がけたり、ホームページや機関紙などで団体の情報開示をしっかりと行っていきましょう。

こうした地道な取組の積み重ねが、団体の社会的な信頼を高め、補助金・助成金を獲得するための鍵となります。



◎ 問い合わせ先

長野地域振興局 企画振興課

〒380-0836

長野市大字南長野南県町 686-1

電 話 0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 0 1

F A X 0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 0 4

E-mail nagachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

◎ ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-kikaku/shienkin/shienkin/index.html>

◎ 事業計画書等様式のダウンロード

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>



しあわせ信州



やまびこネットワーク

地域づくりネットワーク長野県協議会

やまびこネットワークとは県内の地域づくり団体への情報提供や団体相互の交流を促進し、自主的・主体的な地域づくりを推進するネットワークです。

「地域づくり」に関する活動をおこなう団体・グループであればどなたでも加入できます。

現在、長野支部では、26団体のメンバーが集まって活動を行っています。

平成30年12月現在

地区	団体名	代表者	地区	団体名	代表者
須高地区	シャワーの会	芋川恵子	長野地区	長野市信更地区住民自治協議会	三沢昭夫
	小布施創造の会	久保田玲子		母さんの玉手箱本舗	黒岩孝喜
	小布施景観研究会	久保敏幸		ながの協働ねっと	三田今朝光
	(株)ア・ラ・小布施	内坂 徹		長野市鬼無里地区住民自治協議会	原山正昭
	信州須坂風土舎	久保田光枝		Happy Spot Club	高山さや佳
	信州須坂町並みの会	丸山久子		まちの縁側育みプロジェクトながの	内山二郎
千曲・坂城地区	大わらし委員会	宮本 暢		戸隠百年構想	徳武祐介
	稲荷山地区まちづくり推進会議	徳原敏昭		NPO法人 ワークスコープかがやき	鈴木友子
	屋代を語る会	宮下統一		長野市大岡地区住民自治協議会	西山栄秀
	F.C.長野.RAINBOW	中沢 医			
	信州さらしな月の里唄実行委員会	並木真人			
	元気お届け隊	長浦とし子			
長野地区	ながの未来塾	酒井哲夫			
	NPO法人 夢空間松代のまちと心を育てる会	香山篤美			
	企業組合労協ながの	青木 健			
	NPO法人 飯綱高原よっこらしよ	志村雅由			
	長野市七二会地区住民自治協議会	鈴木 学			

自分たちのため、地域のために、

わたしたちと一緒に活動しましょう。



地域づくりネットワーク長野県協議会

【長野支部事務局】 長野地域振興局 企画振興課内

住所 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1

電話 026-234-9501 FAX 026-234-9504

E-Mail nagachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

【事務局】 長野県庁 地域振興課内

電話 026-235-7139

ホームページ <http://ynet.happygate.co.jp/>

詳しくは裏面をご覧ください。→

●長野県協議会に加入すると・・・

県内で頑張っている団体の情報が
入ってくる。

- 情報誌「やっほ〜」(年4回)
支部活動やイベントの紹介など
- ホームページ
<http://zuku.umic.jp/hp/ynet/>



地域づくりについて学ぶ機会が増える。

- 各支部の活動
講習会、講演会、事例発表会など
- 全国研修交流会
県協議会が参加費用を補助 ※



他の団体とのつながりができる。

- やまびこフォーラム
県内の地域づくり団体が集合！

●地域づくり全国協議会

(一財)地域活性化センター賛助会員になると

地域づくり団体の
情報が全国から
入ってくる。

- 情報誌「地域づくり」(毎月送付)
全国で行われているまちづくり、まちおこしの先進事例が満載
- ホームページ
全国の地域づくり団体の情報を掲載
自分たちの団体の活動を、全国に向けて発信！

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/dantai/dantai.htm>

研修会などを開催する際に助成が受けられる。

- 地域づくり団体活動支援事業
講師の謝金(10万円以内)と講師の旅費(10万円以内)を助成 ※
長野県では、毎年2~3団体が利用
- クラウドファンディング活用支援事業
アドバイザー招聘費や支払手数料(25万円以内)を助成 ※

※各種補助・助成には交付条件があります。
また、採択数に限りがあります。

興味をお持ちの方は、長野支部事務局までお気軽にご連絡ください。

- 申込み 支部事務局へ加入申込書を提出してください。
- 年会費 県協議会:2,000円、全国協議会:3,000円



○「信州子どもカフェ」とは

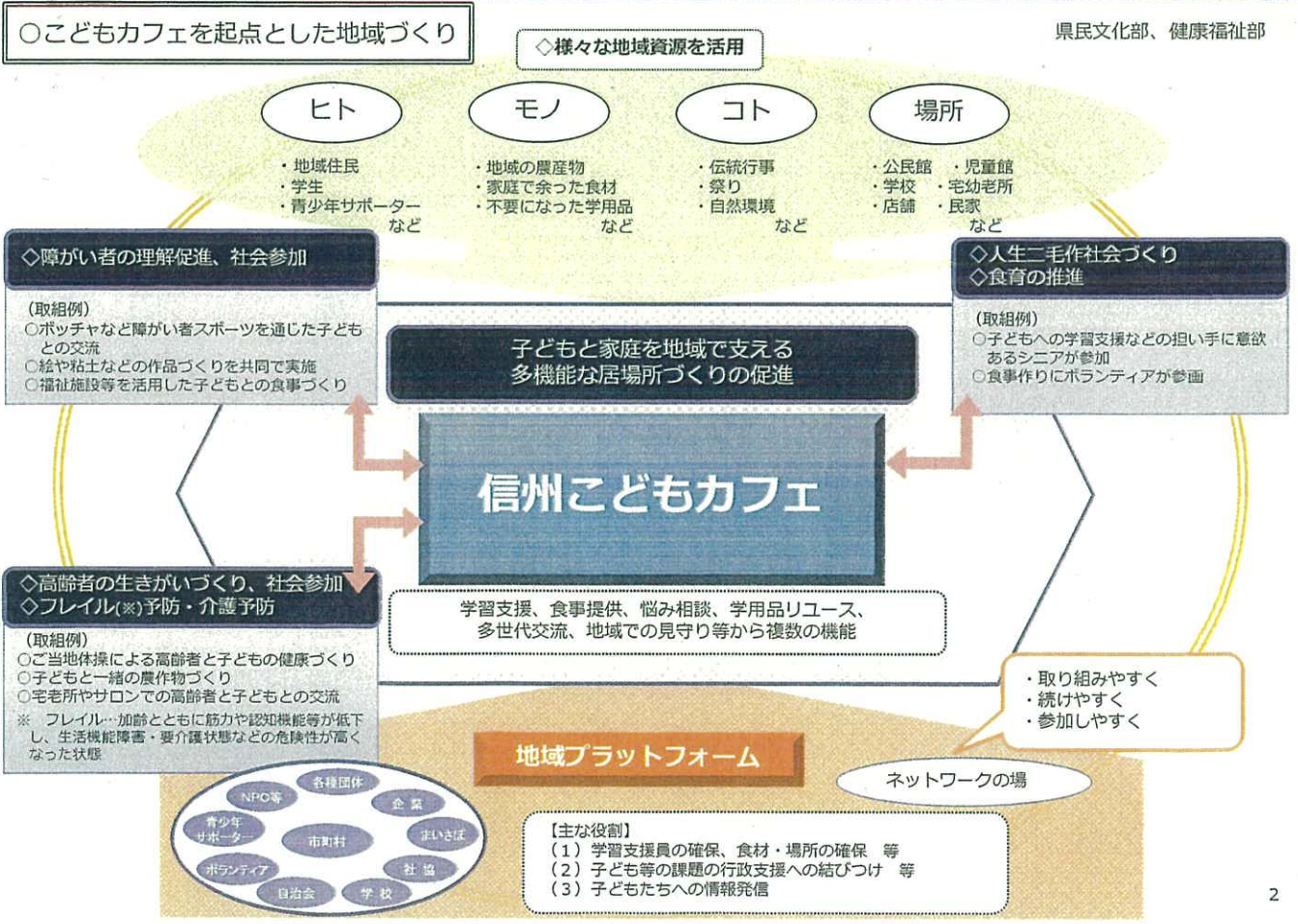
「信州子どもカフェ」は、地域の大人と子どもとのあたたかなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、子どもたちに困難を乗り越えて自立する力を付けてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する複数機能を持つ子どもの居場所の総称（愛称）

☞「信州子どもカフェ」のポイント

- ポイント1** 子どもを中心に、大人や地域等にも相乗効果をもたらすような居場所
- ポイント2** 学習支援や食事提供を核として、悩み相談、学用品のリユース等を実施
- ポイント3** 継続して開設し、子どもたちに寄り添った支援を実施



信州子どもカフェの推進（高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む）平成31年度元気づくり支援金重点テーマ



信州ACE (エース) プロジェクト ～「健康長寿」世界一を目指して～

☆ 平均寿命が全国トップクラスである長野県において、世界で一番（ACE）の健康長寿を目指し、県民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組みます。

☆ 健康づくりに取り組む様々な主体と連携して、県民総ぐるみで取組を展開していきます。



毎日続ける速歩と体操



家族そろって必ず健診



減らそう塩分、増やそう野菜

4つの取組方針

<p>I 「健康経営」 を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康経営モデル事業の成果の普及と働き盛り世代の健康状態の「見える化」 ○働き盛り世代を対象とした参加型ウォーキングの全県展開 ○企業における（被扶養者を含めた）健診受診 <p style="text-align: right;">を推進します。</p>
<p>II 「健康地域づくり」 を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の広域化に伴い、保険者として健康づくりにこれまで以上に関与 <ul style="list-style-type: none"> * 地域の健康課題を「見える化」し、市町村と共有 * 市町村が行う保健事業に対する支援 ○多様な主体と共創する体制づくり <ul style="list-style-type: none"> * 意欲ある関係者と連携するプラットフォームの構築 * 県と市町村が健康課題を共有し、一体的に取り組む健康づくり推進会議 * 市町村と統一的なテーマ（「歩く」など）を設定しての取組 ○糖尿病性腎症重症化予防の体制づくり ○市町村による住民を対象とした運動習慣形成に対する支援 <p style="text-align: right;">を推進します。</p>
<p>III 「健康教育」 を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼・保、小中学校における長野県版「運動プログラム」の実施 ○家庭や学校等での減塩や野菜摂取を重点とした食生活改善 <p style="text-align: right;">を推進します。</p>
<p>IV 「ACE県庁」 を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健診受診や体を動かす取組など、職員が自主的に健康づくりを実践する「ACE県庁」 <p style="text-align: right;">を推進します。</p>

3 1 年度元気づくり支援金 重点テーマ対象事業

信州ACE（エース）プロジェクト

対象事業	考え方
若い世代の食生活の改善	○若い世代（高校生、20～30 歳代）の食生活の改善を目的とする、食生活改善推進員等の健康ボランティアや栄養士会などが実施する取組であること (市町村と健康ボランティアや栄養士会等との協働事業も可)
フレイル（※）予防	○地域住民を対象に市町村やNPOが開催する、高齢者のフレイル予防の必要性を理解し、実践するための学習会等 (市町村が実施または委託している介護予防を目的とした事業は対象外) ※ フレイル…加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高くなった状態
健康経営	○商工会、商工会議所、業界団体等が実施主体となって、傘下の中小企業を中心に複数の企業が参加して実施する健康経営の取組であること
健康ポイント（※）	○市町村が新たに実施する一定年齢以上の全ての住民を対象とした取組で、以下の <u>いずれかに該当するもの</u> ✓地域の農協や商工団体、社協、消防団等、 <u>多様な団体と連携</u> すること ✓ <u>社会参加、地域貢献活動</u> もポイント付与の対象とすること ※ 健康ポイント…市町村が住民に対して健康づくりの取組を促すため、対象となる取組を行った住民に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じてメリットを提供する事業

事業実施にあたってのお願い

- 1 広報印刷物を作成する場合は、次の2つを必ず記載してください。
 - 信州ACE（エース）プロジェクトのロゴマーク
 - 信州ACE（エース）プロジェクトの主旨
- 2 講演会、イベント等においては、参加者に対し、信州ACE（エース）プロジェクトの主旨について必ず説明してください。

【信州 ACE プロジェクト ロゴマーク】

○ロゴマークは様々な種類がありますので、以下のページから使いたいマークを選び、「信州 ACE(エース)プロジェクト」ロゴマーク使用取扱規程の様式 1 により、あらかじめ申し込んでください。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 健康 > 健康増進 >
健康づくり県民運動「信州 ACE(エース)プロジェクト」 >
信州 ACE (エース) プロジェクトについて

(アドレス)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kenko/kenko/kenko/kenminundou/index.html>

○それぞれのロゴマークには色の指定がありますので、ご注意ください。

【信州 ACE プロジェクト 主旨】

○以下のとおり記載してください。

信州 A C E (エース) プロジェクトは、脳卒中等の生活習慣病予防に効果のある Action (体を動かす)、Check (健診を受ける)、Eat (健康に食べる) に取り組む県民運動の名称です。

長野県では、県民のみなさん一人ひとりが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせるよう、取組みを推進しています。

生活の足（地域交通）の確保・充実について

目指す姿

- ・ 自家用車を利用できなくても、大きな不便を感じずに、通院、通学、買い物などの日常生活をおくる地域交通の確保

企画振興部交通政策課

長野県新総合交通ビジョン

地域の課題

- ・ 人口減少に伴う公共交通利用者の減少
- ・ 交通事業者の収益悪化
- ・ 公共交通に係る市町村財政負担の増加

- ・ 利用者ニーズと運行形態とのミスマッチ
- ・ 地域交通に関する専門職員が少ない・少ない

県の支援策

県（企画振興部）の取組

持続可能な発展的な日常生活圏の形成を推進するため、地域間の幹線バス路線等の確保を図るとともに、コミュニティバスやデマンド交通などの多様な手段を組み合わせた交通体系の構築や地域に密着した利用促進等を推進します。

- ◆ 地域間幹線バス路線の維持確保
- ◆ [県有民営方式]による幹線バス路線の基盤強化
- ◆ 地域交通の最適化に向けた市町村の取組を支援
- ◆ 鉄道の安全性確保に必要な設備整備への支援

地域発 元気づくり支援金

重点テーマ設定による地域交通の確保・充実

地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援

⇒ 生活圏内の移動を容易にすることにより、生活に密着した公共交通の構築を図る

【事業例】

- (1) 市町村間を結ぶ新たな路線構築を図る事業
 - 新規路線構築（既存路線の再構築を含む）に向けた取組
 - ・ 連絡調整組織運営に係る経費（会議運営費、旅費等）
 - ・ 既存路線の再構築を図り、新規路線構築を進めるためのニーズ把握調査
 - ・ 多様な世代が利用しやすい公共交通構築に向けたワークショップ開催 等
 - 新規路線構築を見据えた実証実験に関する取組
 - ・ 地域の学生や高齢者等のモニター募集 等
- (2) 利用促進・利便性の向上を図る取組【(1) に関連する取組に限る】
 - 地域の学生や自治会と連携した利用促進のための取組
 - 構築後の利用機運を盛り上げる取組
 - （住民向けの交通イベントの開催やPR動画作成など）
 - 利用者に対するアンケートの実施 ⇒ 調査結果を踏まえた取組 等
- (3) 上記(1)、(2)の他、市町村間を結ぶ新たに構築する路線について、様々な視点から地域住民が主体的・自主的に実施する利用促進・充実を図る事業

広域型DMO形成で地域はこう変わる！

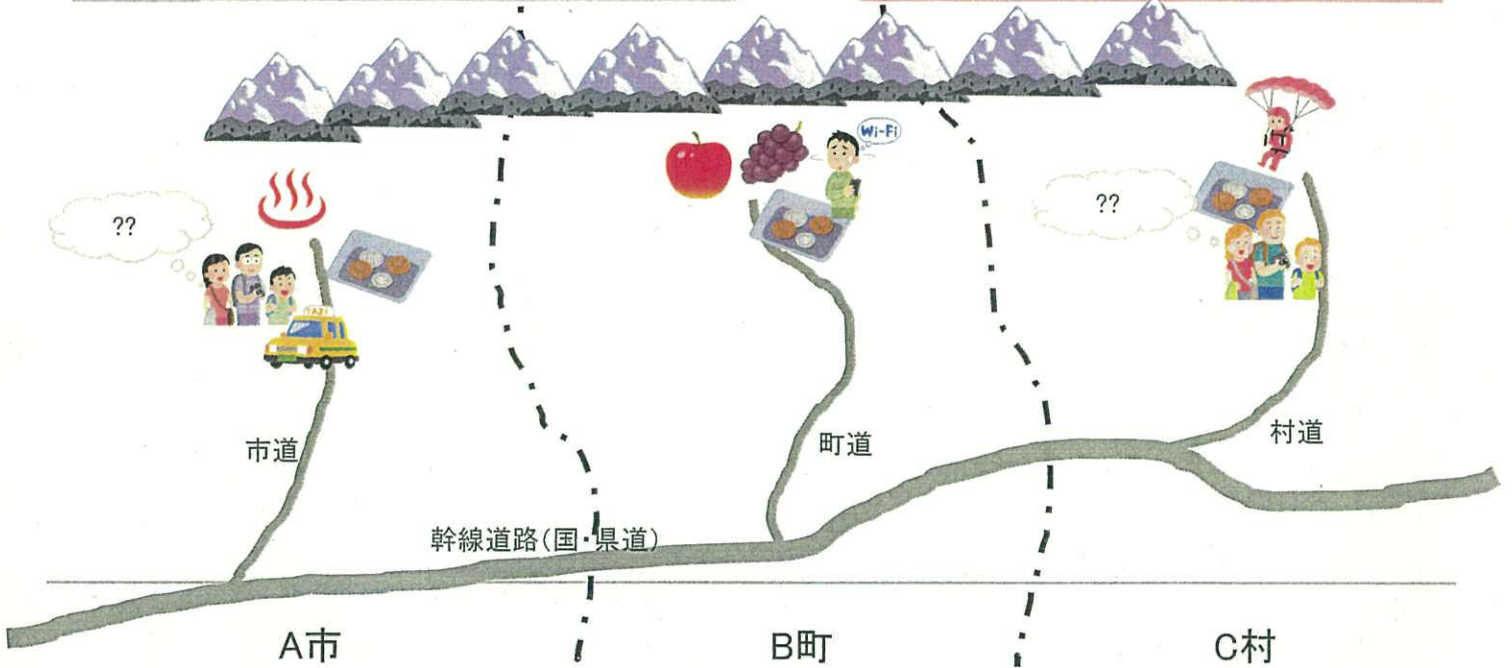
～【①まちづくり】市町村の境界を超えて連携！～

BEFORE (DMO形成前)

- ・これまでの基盤整備は誰が決めていたか???
- ⇒行政(都市計画)、議会
- ・これまでの予算の使い方(観点)は???
- ⇒①市町村: 自己の域内
- ② 県 : 広域的対応

このままでは

- ・人口減少に対処しづらい
- ・地域経済の縮小を食い止められない
- ⇒外部からヒト・カネなどの投資が得られず、地域が衰退

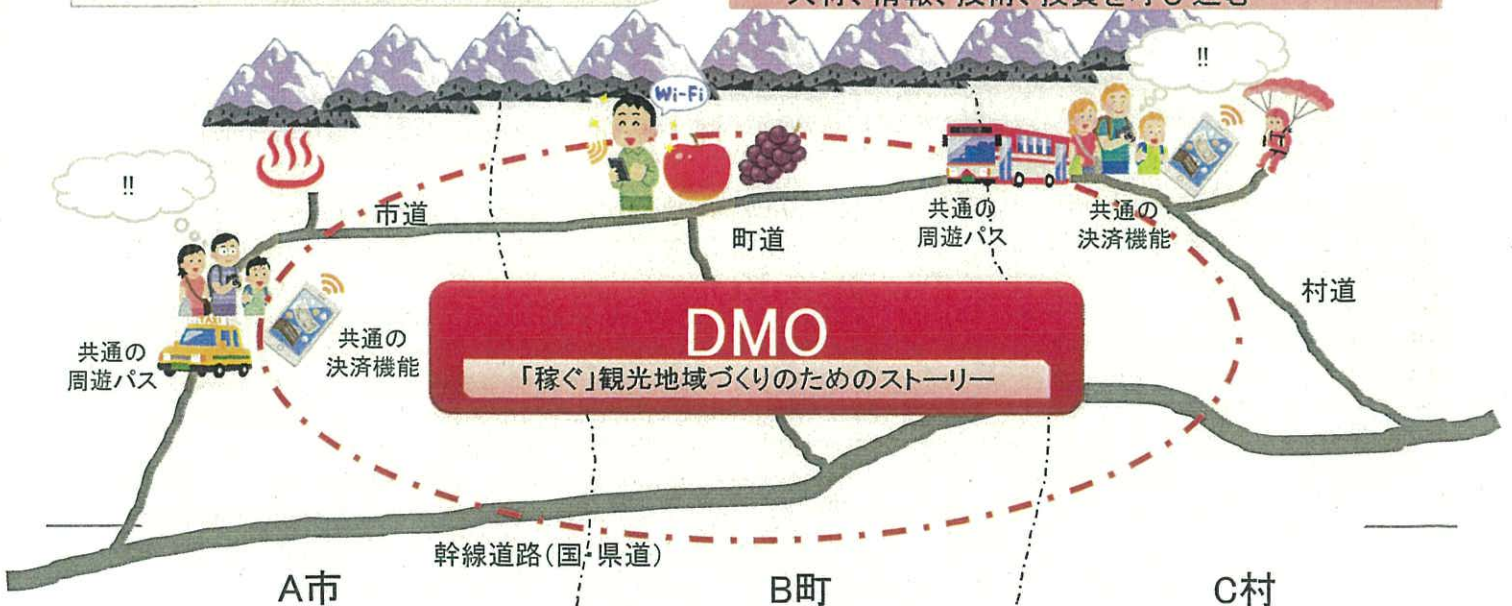


AFTER (DMO形成後)

- ・これからの基盤整備は誰が提案するか???
- ⇒観光地域づくりの観点(いかに地域が「稼ぐ」か?)
- ・これからの予算の使い方???
- ⇒①市町村: DMOのストーリーに協調
- ② 県 : DMOのストーリーに従い広域的対応

【ポイント】DMOのストーリーとは???

- ・他の地域にはない「価値」
- ・世界から見たその地域の「アイデンティティ」
- ・決済や交通の共通化、サービスの向上により住んでいる人も快適に
- ⇒地域の広域的一体化が地域の魅力(=誘客)を高め、人材、情報、技術、投資を呼び込む

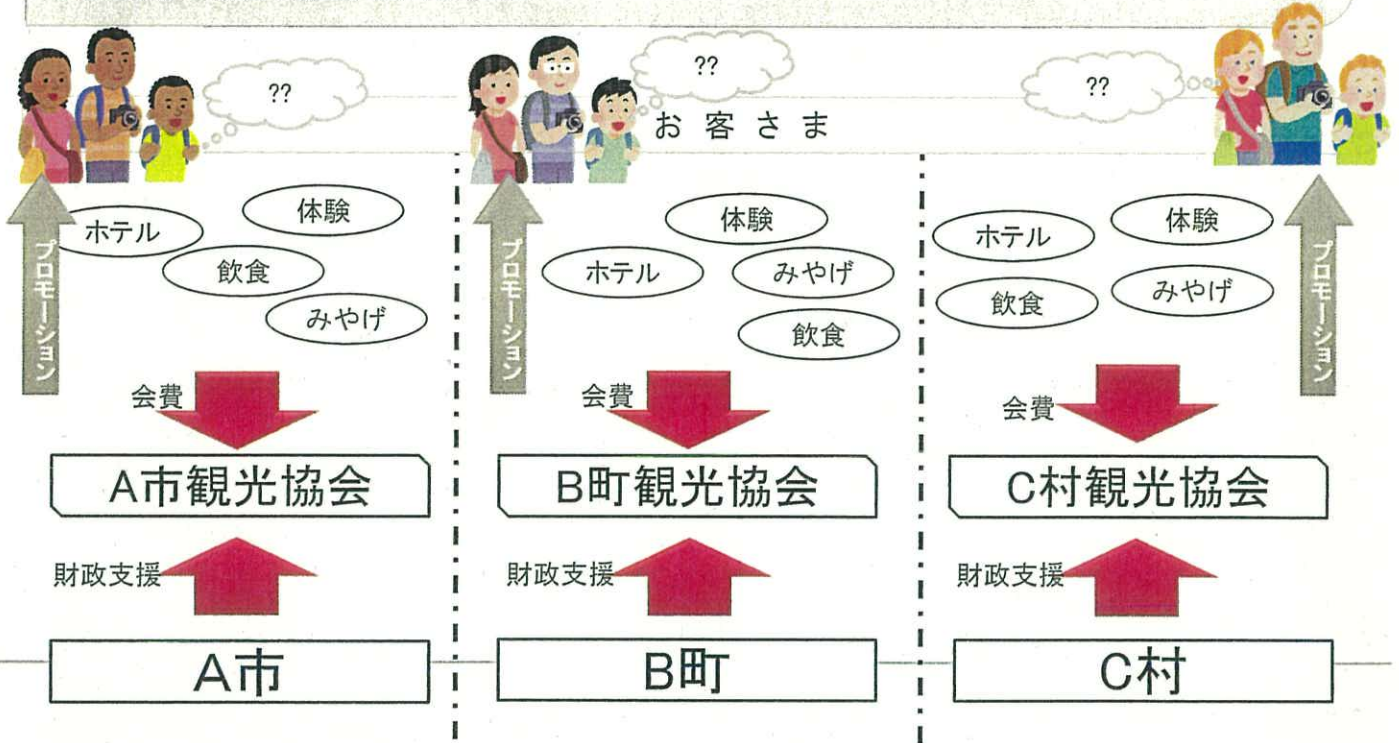


広域型DMO形成で地域はこう変わる！

～【②市町村・観光協会】役割分担のもと、みんなで活動！～

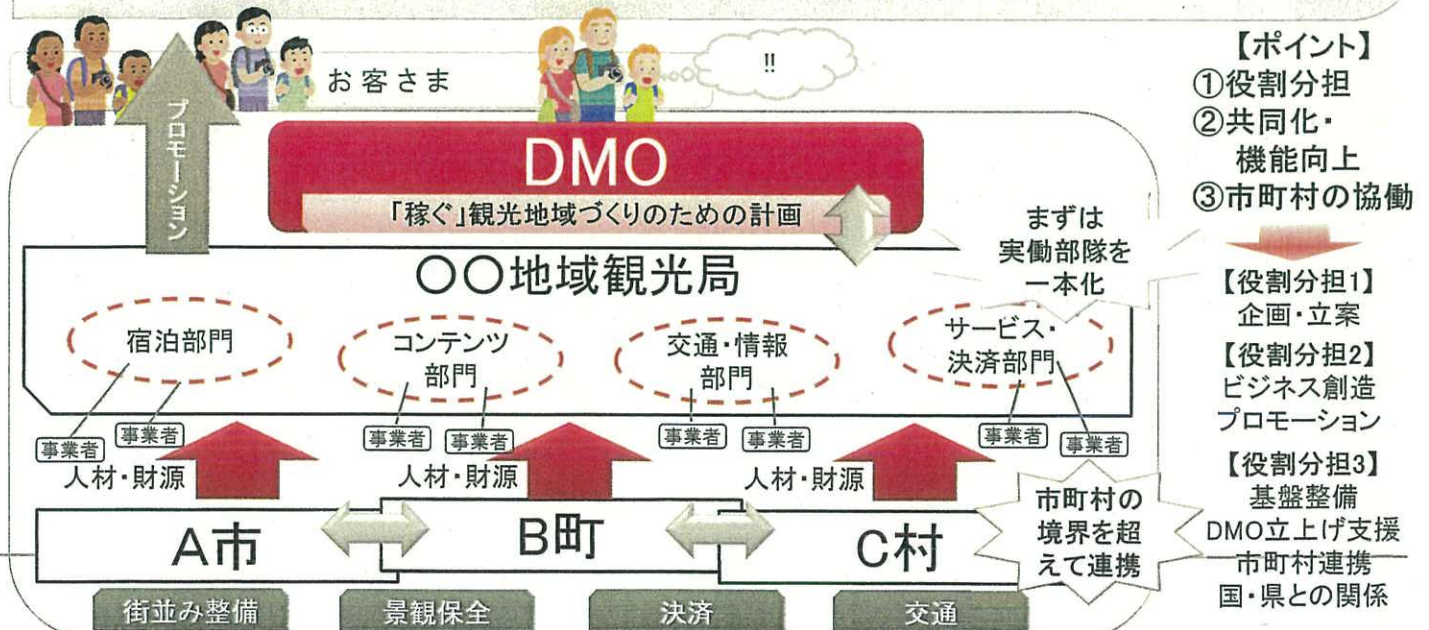
BEFORE (DMO形成前)

・市町村は観光協会に財政(十人的)支援しているが、顧客の視点に立った基盤整備が進んでいない
 ・観光協会は、市町村の負担金、会員事業者の会費をもとに個別に既存資源のプロモーションはするものの、新たな価値の創造・発信までは手が回らず



AFTER (DMO形成後)

【DMO】 共通のストーリーで結び付くエリア全体の関係者の合意形成の下、「稼ぐ」観光地域づくりのための計画を企画・立案(地域観光局と一体化する場合もあり)
 【地域観光局】 エリアで一本化、DMOが策定した計画の実働部隊として、関連事業者と連携してプロモーションやビジネス創造を実施(エリアが大きい場合は、既存観光協会との役割分担をしながら、明確化する場合もあり)
 【市町村】 可能な限り予算や事業の共通化を図り、一本化された観光協会への支援を行うとともに、DMOの計画推進に必要な基盤整備を他市町村と連携して実施



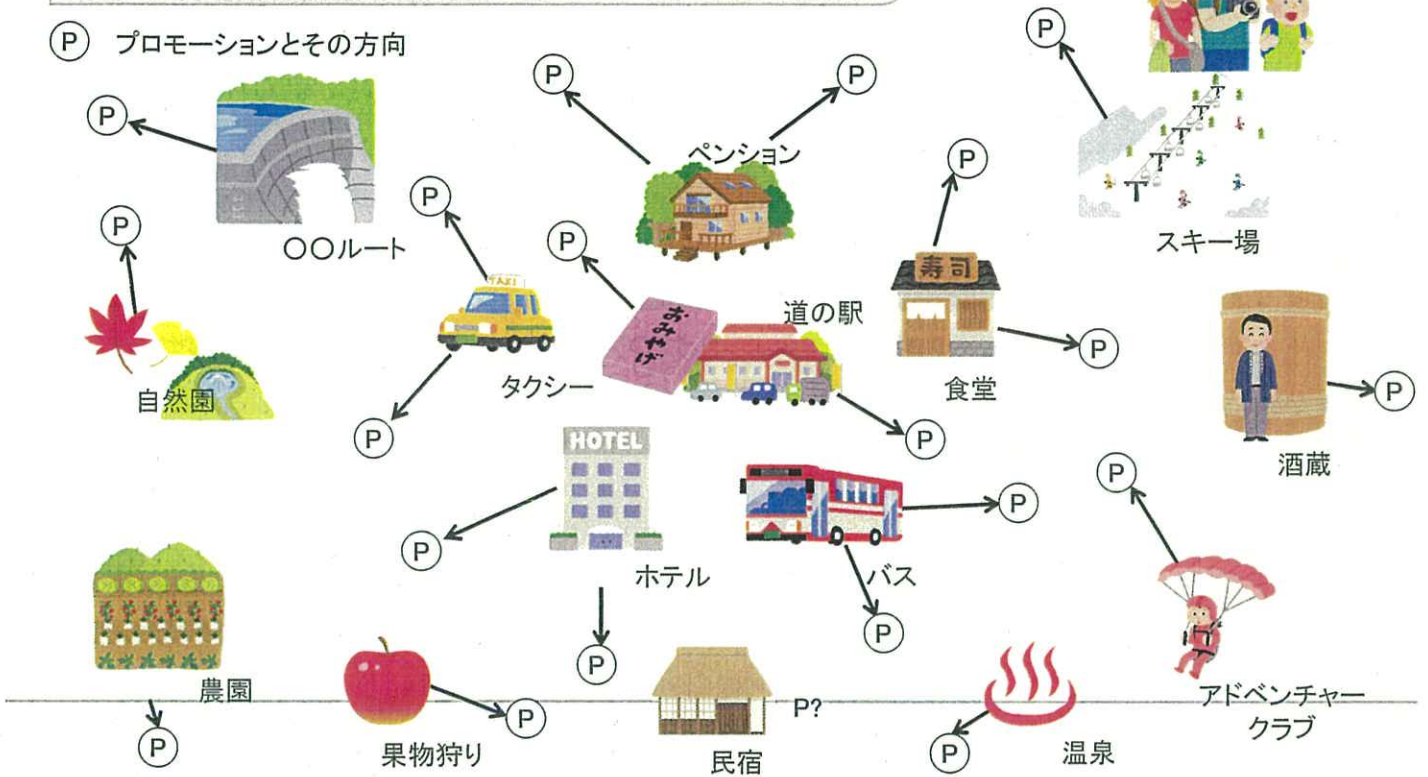
広域型DMO形成で地域はこう変わる！

～【③観光事業者・地域産業】気持ちをひとつに！～

BEFORE (DMO形成前)

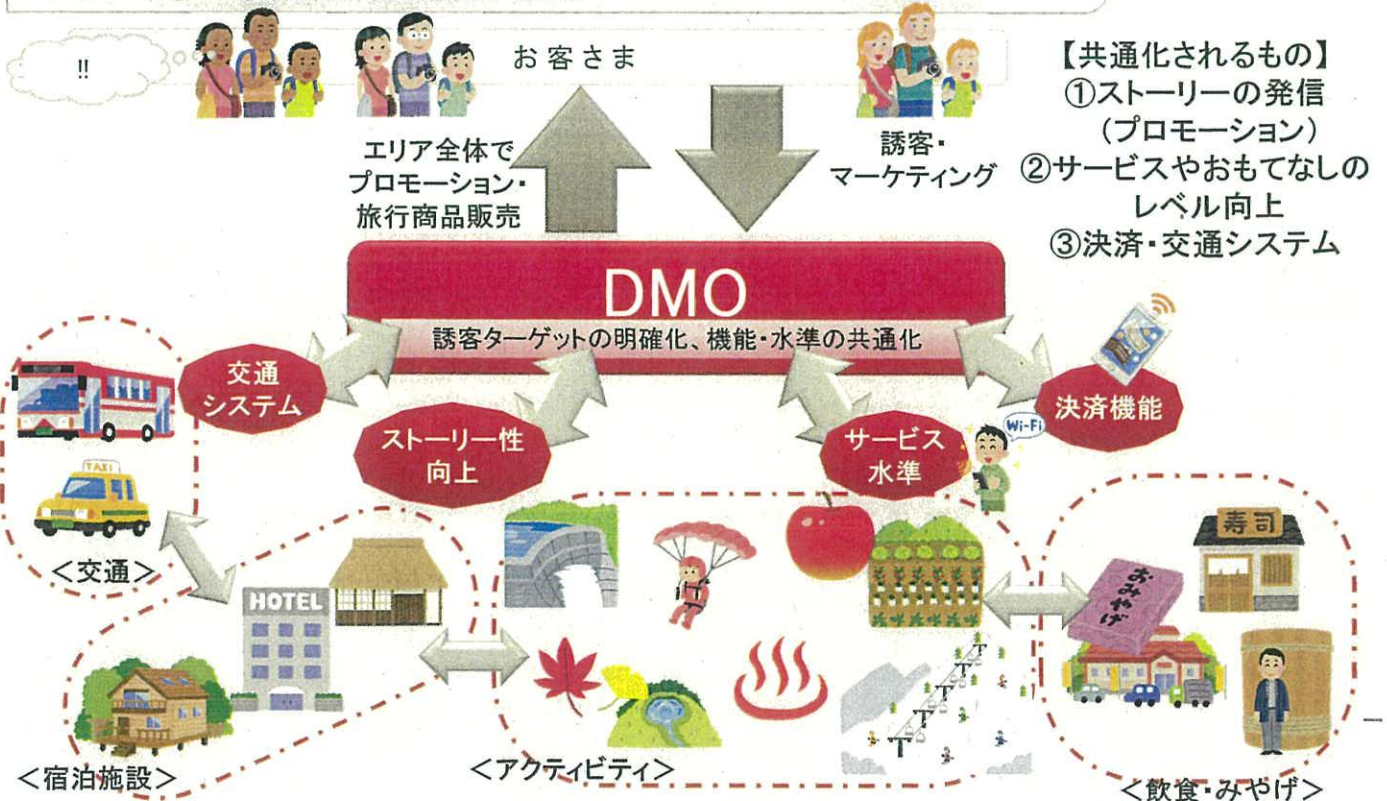
- ・個々の観光事業者が個別にプロモーションし、観光客を囲い込み
- ・おもてなしも個々に対応

① プロモーションとその方向



AFTER (DMO形成後)

- ・DMOが触媒となり、誘客ターゲットを明確にした上で、エリア内の関係事業者と連携して、プロモーションや商品開発、商品販売等を実施



長野県高等教育振興基本方針

～信州創生を担う高等教育の振興に向けて～

(抜 粋)

第1 策定の趣旨

2 高等教育機関振興の意義

(2) 社会の変化への対応と高等教育機関の役割

長野県が、知識基盤社会の到来や人口減少などの社会のあり方の変化に対応し、持続可能な社会を構築する上では、高等教育機関が中核的な役割を果たすことが期待されます。高等教育機関は、次の二つの機能を有しており、信州創生にとって欠かすことのできないものです。

ア 人材育成

高等教育機関は、次代の長野県を担う人材を育成する基幹的機関として位置づけることができます。

また、短期大学、専門学校にあっては、卒業者のうちの就職者に占める県内就職率は9割程度であり、長野県の人材育成に大きな役割を担っているのに対し、大学にあっては、卒業後の就職者に占める県内就職率が5割余りであり、更なる県内定着が求められます。

イ 知の拠点としての役割

変化への対応のためには、高等教育機関の知の拠点としての機能の向上・広範化が必要です。高等教育機関は、本県の産業技術の向上や、健康・長寿の地域づくり、地域の課題解決などを進めるうえで、重要な位置を占めています。

また、こうした機能を有効に活用するために高等教育機関の連携を進め、高等教育機関を県民の共有の資源として活用していくことが求められます。

第3 高等教育の振興

1 長野県の高等教育振興のめざす姿

(1) 基本的な考え方

ウ 学生の資質の向上

大学、短期大学における人材育成に当たっては、より高度で複雑な課題解決やグローバル化に対応するために必要な教養・マインド・行動力を身につけさせるような教育の確保が必要です。

県内の人材育成等の現状・課題と高等教育振興の方向性

①人材の育成・確保

人材・分野等	今後求められる人材と高等教育振興の方向性
マネジメント人材 (企業経営・地域経営等)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル社会に適応できる能力や、新しい視点で地域社会の振興に寄与するイノベーション創出能力、課題解決能力を備えた人材の育成を拡大 ・地域におけるフィールドワークや実践的な課題研究等を通じて、地域の人々と協働する力を充実

2 長野県としての支援充実の視点

(2) 基本的方策

オ 産学官の連携促進

(I) 地域課題解決や研究・開発等への大学の知の活用

大学の知を活用した地域課題の解決を図るため、地域の課題を集約し、大学と地域の協働を推進します。また、産学官の連携による研究・開発の促進を図ります。

～。

◆重点事業の対象としての考え方

・事業の内容自体は、各高等教育機関の特色に応じて分野は様々であり、従来の元気づくり支援金で採択しているような事業が想定される。

・このうち、重点事業の対象とするには、手法として県内高等教育機関の知を活用していることが条件。

【高等教育機関の定義】

大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（第4・5学年）、専修学校（専門課程を置くものに限る。「専門学校」）及び学校教育法以外の法律に基づく学校で高等学校卒業相当者を入学の対象とするもの。

Q1：高等教育機関との連携とは。

A1：例えば〇〇大学□□ゼミとしての参画は、高等教育機関との連携ととらえて差し支えない。

教員個人が講師として参加、というだけでは高等教育機関との連携とは認められない。

Q2：学生の参画とは。

A2：学生の参画とは、学生の学びの支援となるようなものを意図しており、例えば学生が駐車場係として参加というように、単なる人足としての参加は要件を満たさない。

Q3：学生のみ参画は対象となるか。

A3：学生のみ参画は、高等教育機関との連携とは認められない。

Q4：県内他地域の高等教育機関との連携は対象外か。

A4：対象となる。

事業の事例

- 1 地域環境に関する啓発のため、専門家や地域の小中学校の教員、小中学校の生徒及びその保護者とともに、大学の教員・学生が地域環境に関する体験活動等を実施。
- 2 地域の課題解決のため、市町村が地域の住民等と大学の教員及び学生を主体としたワークショップ等を開催し、政策提言を行う。
- 3 市町村が地域の企業、大学と連携し、地域の特産品を活かした新たな商品を開発する。